

船橋市監査委員告示第 1 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、平成 1 5 年度から平成 2 8 年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日

船橋市監査委員	中	村	章
同	齋	藤 弘	之
同	佐	藤 重	雄
同	齋	藤	忠

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 (平成30年7月1日現在)	今後の方針 (平成30年7月1日現在)
29	高齢者福祉課	114	指摘	高齢者住宅整備資金貸付事業は、貸付件数が例年少なく、平成25、26年度には貸付がないことを踏まえると、本事業は見直しの時期に至っているといえる。 現状の事業内容を前提とした改善策も必要であるものの、今後も貸付件数0件の状況が続くことが想定される場合には、事業内容の抜本的な改革(もしくは廃止)も検討すべきである。 なお、市では、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいの実現」を基本理念とし、高齢者の住まいに関する基本方針等を定める「船橋市高齢者居住安定確保計画」を作成中である。高齢者住宅整備資金貸付事業は、当該計画における施策の一つ「住宅の質の向上」に含まれるため、事業内容の見直しにあたっては慎重な検討が必要である。 検討の結果として事業を継続する場合には、その妥当性を裏付けるために、利用者を増やす具体的な手法を提示する必要がある。 また、本事業は、決算額が0円であるため平成26年度における事務事業評価の対象外とされている。しかし、決算額が0円であるからこそ、事業の妥当性・効率性・経済性について十分な検討が必要である。事業の評価においては、成果を適時・適切に把握するために、たとえ決算額が0円であっても評価対象とし、事業の見直しに役立てるべきである。	「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「高齢者居住安定確保計画」との整合性を考慮しながら、廃止も含めた制度の見直しの検討を継続している。	今後の貸付実績を見つつ、平成30年3月に策定された「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と「高齢者居住安定確保計画」との整合性を考慮しながら、引き続き廃止も含めた制度の見直しについて検討していきたいと考えている。